

住宅の新築・購入資金などを補助します

市は、人口の増加と定住を図るため、住宅の新築・購入資金などの一部を補助しています。

まちづくり定住促進事業

住宅の新築又は購入の資金に対する補助(利子補給)

※補助期間…最長5年間

【補助対象住宅】 新築又は購入した住宅で、その取得費用の全部又は一部に借入金があるもの

	専用住宅	併用住宅
対象	床面積50平方メートル以上のもので、 下のいずれにも該当しないもの	住居部分の面積割合が2分の1以上のもので、住居部分の床面積 が50平方メートル以上のもの。さらに下のいずれにも該当しないもの
対象外	市の区域内に自己所有の住宅を有している人が建て替える場合、又は新築する場合/アパート、賃貸住宅等の営業を目的とした住宅/個人以外の法人等が取得した住宅/持分が2分の1未満の住宅/購入住宅で建築後10年以上経過した住宅	

【補助対象者】 平成17年4月1日から平成21年12月31日までの間に、市内で住宅を新築又は購入した人(世帯員の年間所得の総額が1,200万円以下で、当該住宅の所在地で住民基本台帳に記載され、又は外国人登録原票に登録されてから平成23年1月1日時点で12か月を経過していること)

対象	下のいずれの事項にも該当していない世帯主
対象外	前年度末までに、世帯員の中に、市税又は国民健康保険税その他市の納入金を滞納している人がいる世帯主/居住の日から起算して、5年以上前から当該住宅用地を自宅用として所有していた人

【補助基準】

利子補給対象限度額	500万円(平成23年1月1日時点で、当該世帯主若しくはその配偶者が18歳以上40歳未満の場合又は義務教育終了前の子どもがいる場合は、限度額は1,000万円)
利子補給率	借入金残高の100分の1
利子補給金の額	上記の対象限度額内で、平成22年12月31日時点での借入金残高に利子補給率を乗じて得た額(100円未満の端数切り捨て)

民間賃貸住宅家賃に対する補助(家賃助成)

【補助対象家賃】 民間賃貸住宅家賃

対象	自分が負担する家賃(共益費、駐車料を除く)が、月額5万円以上のもので下のいずれにも該当しないもの
対象外	個人以外の法人などが入居契約している家賃/学生等単身者

【補助対象者】 平成17年4月1日から平成21年12月31日までの間に市内の民間賃貸住宅を借り受けて居住している転入世帯又は婚姻等による新世帯の世帯主(世帯員の年間所得の総額が600万円以下で、当該住宅の所在地で住民基本台帳に記載され、又は外国人登録原票に登録されてから、平成23年1月1日時点で12か月を経過していることが必要)

対象	下の事項に該当していない世帯主
対象外	前年度末までに、世帯員の中に、市税又は国民健康保険税その他市の納入金を滞納している人がいる世帯主